

平成 30 年度

国債整理基金特別会計財務書類

国債整理基金特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第 19 条第 1 項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成30年 3月31日)	本会計年度 (平成31年 3月31日)		前会計年度 (平成30年 3月31日)	本会計年度 (平成31年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	52,254,045	55,350,099			
有価証券	1,955,447	1,904,320			
未収収益	4	2			
他会計繰戻未収金	491,588	410,016			
有形固定資産	0	0			
物	0	0	<資産・負債差額の部>		
無形固定資産	3	0	国債整理基金	54,701,089	57,664,439
			(うち受入株式)	(1,675,642)	(1,714,858)
資産合計	54,701,089	57,664,439	負債及び資産・ 負債差額合計	54,701,089	57,664,439

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日〕
国債事務取扱費	33,467	29,207
支払手数料	33,432	29,197
その他の経費	35	10
減価償却費	2	2
利子及割引料	8,894,129	8,714,814
本年度業務費用合計	8,927,600	8,744,025

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日〕
I 前年度末国債整理基金	52,022,236	54,701,089
II 本年度業務費用合計	△ 8,927,600	△ 8,744,025
III 財 源	9,016,168	8,798,437
1 自 己 収 入	136,182	129,704
運 用 収 入	83	110
配 当 金 収 入	87,609	68,461
そ の 他 の 財 源	48,488	61,131
2 目 的 税 等 収 入	133,711	124,811
たばこ特別税収入	133,711	124,811
3 他会計からの受入	8,746,274	8,543,921
一般会計からの受入	7,962,515	7,798,554
交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入	840	783
外国為替資金特別会計からの受入	387	345
財政投融资特別会計からの受入	766,363	732,499
エネルギー対策特別会計からの受入	1,666	1,273
年金特別会計からの受入	146	145
食料安定供給特別会計からの受入	415	354
国有林野事業債務管理特別会計からの受入	3,445	2,463
自動車安全特別会計からの受入	4,513	3,103
東日本大震災復興特別会計からの受入	5,979	4,397
IV 資 産 評 価 差 額	302,730	39,215
V その他資産・負債差額の増減	2,287,554	2,869,722
VI 本年度末国債整理基金	54,701,089	57,664,439

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自己収入		
株式売払収入	1,408,418	—
運用収入	89	112
配当金収入	87,609	68,461
その他の収入	49,188	63,371
目的税等収入		
たばこ特別税収入	133,711	124,811
他会計からの受入		
一般会計からの受入	22,520,016	22,527,758
交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入	32,418,136	32,191,075
外国為替資金特別会計からの受入	387	345
財政投融资特別会計からの受入	14,455,848	13,637,019
エネルギー対策特別会計からの受入	8,672,670	9,137,251
年金特別会計からの受入	1,469,919	1,464,153
食料安定供給特別会計からの受入	97,052	106,384
国有林野事業債務管理特別会計からの受入	342,334	348,902
自動車安全特別会計からの受入	45,904	42,096
東日本大震災復興特別会計からの受入	61,334	67,837
公 債 金	106,382,011	103,285,347
前年度剰余金受入	3,082,408	3,093,150
財 源 合 計	191,227,042	186,158,078
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
国債事務取扱諸費		
支払手数料	△ 33,432	△ 29,197
その他の支出	△ 35	△ 10
債務償還費	△ 179,206,294	△ 174,337,620
利子及割引料	△ 8,894,129	△ 8,714,814
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 188,133,892	△ 183,081,643
業 務 支 出 合 計	△ 188,133,892	△ 183,081,643

業 務 収 支	3,093,150	3,076,435
Ⅱ 財 務 収 支		
財 務 収 支	—	—
本 年 度 収 支	3,093,150	3,076,435
翌 年 度 歳 入 繰 入	3,093,150	3,076,435
特別会計に関する法律第 47 条第 1 項の規定 による借換国債収入額	49,440,701	52,463,126
資金の預託金以外への運用	△ 279,805	△ 189,462
本年度末現金・預金残高	52,254,045	55,350,099

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

全て満期保有目的以外の有価証券であり、市場価格のあるものについては、会計年度末の市場価格に基づく時価法によっている。市場価格のないもののうち政府出資等として管理されている有価証券については、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。その他の有価証券については、原価法によって評価している。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第44条の資金

資金の種類：国債整理基金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第38条

内 容：国債の償還及び発行を円滑に行うために設置している。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「有価証券」には、国債、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式を計上している。
- ・「未収収益」には、運用利子に係る当年度分を計上している。
- ・「他会計繰戻未収金」には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第6条第1項の規定による繰入額の残高及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第12条第5項の規定による繰入額の残高を計上している。
- ・「物品」には、取得価格が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 資産・負債差額の部

- ・「国債整理基金」とは、公債等の償還のために一般会計等から繰り入れられた償還財源の残高等を、資産・負債差額の部で整理したものである。なお、内訳として本特別会計に帰属している株式の価額を区分して計上している。

② 業務費用計算書

- ・「支払手数料」には、国債事務取扱手数料を計上している。
- ・「その他の経費」には、証書等製造費及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産のうち物品及びソフトウェアに係る減価償却費を計上している。
- ・「利子及割引料」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等の利子並びに借入金及び一時借入金の利子を計上している。なお、本特別会計においては、各会計から受け入れた資金等を財源として支出した額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末国債整理基金」には、前年度の貸借対照表の「国債整理基金」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「運用収入」には、国債整理基金の運用から生じる利子収入等を計上している。
- ・「配当金収入」には、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式からの配当金収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、公債発行に伴う経過利子受入等を計上している。
- ・「たばこ特別税収入」には、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」第 24 条の規定によるたばこ特別税収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 42 条第 1 項の規定による一般会計が負担する公債等の利子及び借入金の利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「外国為替資金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による外国為替資金特別会計が負担する国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、外国為替資金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 68 条第 1 項の規定による財政投融资特別会計が負担する公債の利子及び国債事務取扱諸費並びに同法第 17 条第 1 項の規定による財政投融资特別会計の借入金の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、財政投融资特別会計からの受入額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定によるエネルギー対策特別会計の借入金の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、エネルギー対策特別会計からの受入額を計上している。
- ・「年金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による年金特別会計の借入金及び一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、年金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による食料安定供給特別会計の借入金の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、食料安定供給特別会計からの受入額を計上している。
- ・「国有林野事業債務管理特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による国有林野事業債務管理特別会計の借入金の利子の支払に充てる目的のため、国有林野事業債務管理特別会計からの受入額を計上している。
- ・「自動車安全特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による自動車安全特別会計の借入金の利子の支払に充てる目的のため、自動車安全特別会計からの受入額を計上している。

- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 229 条第 2 項の規定による東日本大震災復興特別会計が負担する公債の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、東日本大震災復興特別会計からの受入額を計上している。
- ・「資産評価差額」には、有価証券の時価評価に伴う評価差額及び国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、債務償還費(公債等、借入金、一時借入金及び政府短期証券の元本部分の償還額)、債務償還費に充てられる財源の受入額、平成 30 年度において「特別会計に関する法律」第 47 条第 1 項の規定により発行した借換国債の発行収入金及び雑収入として受入れた経過利子のうち預り計上額と戻入額の差額を計上している。
- ・「本年度末国債整理基金」には、本年度の貸借対照表の「国債整理基金」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「株式売払収入」には、前会計年度において、国債整理基金特別会計保有の日本郵政株式会社株式の売払収入を計上している。
- ・「運用収入」には、国債整理基金の運用による利益金を計上している。
- ・「配当金収入」には、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式からの配当金収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、公債発行に伴う経過利子受入等を計上している。
- ・「たばこ特別税収入」には、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」第 24 条の規定によるたばこ特別税収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第 6 条第 2 項の規定による繰戻及び改正法附則第 12 条第 5 項の規定による繰戻のほか、「特別会計に関する法律」第 42 条の規定による一般会計が負担する公債等の償還及び利子、借入金の償還及び利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還及び利子並びに一時借入金の償還及び利子の支払に充てる目的のため、交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「外国為替資金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による外国為替資金特別会計が負担する国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、外国為替資金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 68 条第 1 項の規定による財政投融资特別会計が負担する公債の償還及び利子、国債事務取扱諸費並びに同法第 17 条第 1 項の規定による財政投融资特別会計の借入金の償還及び利子、国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、財政投融资特別会計からの受入額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定によるエネルギー対策特別会計の借入金の償還及び利子、石油証券の償還並びに国債事務取扱諸費のほか、同法第 91 条の 3 第 1 項の規定による原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券の償還の支払に充てる目的のため、エネルギー対策特別会計からの受入額を計上している。
- ・「年金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による年金特別会計の借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、年金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による食料安定供給特別会計の借入金の償還及び利子、食糧証券の償還並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、食料安定供給特別会計からの受入額を計上している。

- ・「国有林野事業債務管理特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による国有林野事業債務管理特別会計の借入金の償還及び利子の支払に充てる目的のため、国有林野事業債務管理特別会計からの受入額を計上している。
- ・「自動車安全特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による自動車安全特別会計の借入金の償還及び利子の支払に充てる目的のため、自動車安全特別会計からの受入額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第229条第2項の規定による東日本大震災復興特別会計が負担する公債の償還及び利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、東日本大震災復興特別会計からの受入額を計上している。
- ・「公債金」には、借換国債（「特別会計に関する法律」第46条第1項及び平成29年度において同法第47条第1項の規定により発行した公債）の発行による収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本特別会計の前年度剰余金を計上している。
- ・「支払手数料」には、国債事務取扱手数料を計上している。
- ・「その他の支出」には、証書等製造費及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「債務償還費」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等、借入金、一時借入金、石油証券及び食糧証券の償還額を計上している。
- ・「利子及割引料」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等の利子、借入金及び一時借入金の利子を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、「業務収支」の額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」の額を計上している。
- ・「特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額」には、令和元年度における国債の整理又は償還のために平成30年度において発行した借換国債の発行収入金を計上している。
- ・「資金の預託金以外への運用」には、本特別会計における余裕金の国債への運用を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額」を加え、「資金の預託金以外への運用」を減額したものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(4) 本特別会計は、「特別会計に関する法律」第12条の規定による財政融資資金への預託による運用のほか、同法第45条第1項の規定により、国債の保有による運用が認められており、平成30年度末においては、189,462百万円を「有価証券」として運用している。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	55,350,099
合 計	55,350,099

② 有価証券の明細

ア 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格があるもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 本 増 加 額	本 年 度 本 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
日本郵政株式会社株式	1,357,251	525,211	—	—	△ 509,318	—	1,373,143
合 計	1,357,251	525,211	—	—	△ 509,318	—	1,373,143

イ 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格がないもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 本 増 加 額	本 年 度 本 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
個人向け国庫債券	279,805	—	2,943,839	3,034,182	—	—	189,462
東京地下鉄株式会社株式	318,391	△ 254,150	—	—	277,473	—	341,714
合 計	598,196	△ 254,150	2,943,839	3,034,182	277,473	—	531,176

ウ 市場価格のある有価証券(満期保有目的以外)の時価等の明細

(単位：百万円)

銘 柄	株 式 数	取 得 原 価	時 価	貸 借 対 照 表 計 上 額
日本郵政株式会社株式	1,059,524,600株	1,882,462	1,373,143	1,373,143
合 計	1,059,524,600株	1,882,462	1,373,143	1,373,143

エ 市場価格のない有価証券(満期保有目的以外、株式)の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計か らの出資累 計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純 資 産 額 に よる算出額 (G=C×F)	貸 借 対 照 表 計 上 額 (国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
東京地下鉄株式会社	1,653,406	1,013,675	639,730	120,267	64,241	53.41%	341,714	341,714	法定財務諸表
合 計	1,653,406	1,013,675	639,730	120,267	64,241	—	341,714	341,714	

③ 他会計繰戻未収金の明細

(単位：百万円)

債 権 の 種 類	相 手 先	本年度末残高	債 権 の 内 容 等
他 会 計 繰 戻 未 収 金	一般会計	183,504	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第6条第1項の規定による繰入額の残高
他 会 計 繰 戻 未 収 金	一般会計	226,512	改正法附則第12条第5項の規定による繰入額の残高
合 計		410,016	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物 品	0	—	—	0	—	0
小 計	0	—	—	0	—	0
(無形固定資産)						
ソ フ ト ウ ェ ア	2	—	—	2	—	—
電 話 加 入 権	0	—	—	—	—	0
小 計	3	—	—	2	—	0
合 計	3	—	—	2	—	0

2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款 項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入 国債保有者等	61,131
合 計		61,131

(2) 他会計からの受入の明細

(単位：百万円)

区 分	計	債 務 償 還 費	利子及割引料	国債事務取扱費	他会計繰戻金
一 般 会 計	7,798,554	—	7,770,497	28,056	—
特 別 会 計	745,367	—	744,221	1,145	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	783	—	783	—	—
外国為替資金特別会計	345	—	—	345	—
財政投融资特別会計	732,499	—	731,838	661	—
エネルギー対策特別会計	1,273	—	1,266	6	—
年金特別会計	145	—	145	—	—
食料安定供給特別会計	354	—	354	0	—
国有林野事業債務管理特別会計	2,463	—	2,463	—	—
自動車安全特別会計	3,103	—	3,103	—	—
東日本大震災復興特別会計	4,397	—	4,265	132	—
合 計	8,543,921	—	8,514,719	29,202	—

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券 (市場価格のあるもの)	271,060	△ 231,845	39,215	
(市場価格のないもの)	△ 254,150	277,473	23,322	時価評価に伴う評価差額
合 計	271,060	△ 231,845	39,215	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額

(4) その他資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額
債 務 償 還 費		△ 174,337,620
公 債 等 償 還	国債保有者	△ 131,215,350
借 入 金 償 還	財政融資資金等	△ 41,836,570
政 府 短 期 証 券 償 還	民間企業等	△ 1,285,700
償 還 財 源		124,741,976
他 会 計 よ り 受 入	各会計	70,897,329
公債金(特会法第46条第1項)	国債保有者	53,844,646
公債金(特会法第47条第1項)	国債保有者	52,463,126
預 り 経 過 利 子		2,239
平 成 29 年 度 預 り 戻 入	国債保有者	△ 5,746
平 成 30 年 度 預 り 計 上	国債保有者	7,986
合 計		2,869,722

3 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	国債保有者等	63,371
合 計			63,371

(2) 他会計からの受入の明細

(単位：百万円)

区 分	計	債 務 償 還 費	利子及割引料	国債事務取扱費	他会計繰戻金
一 般 会 計	22,527,758	14,647,631	7,770,497	28,056	81,572
特 別 会 計	56,995,065	56,249,698	744,221	1,145	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	32,191,075	32,190,291	783	—	—
外国為替資金特別会計	345	—	—	345	—
財政投融资特別会計	13,637,019	12,904,519	731,838	661	—
エネルギー対策特別会計	9,137,251	9,135,978	1,266	6	—
年金特別会計	1,464,153	1,464,007	145	—	—
食料安定供給特別会計	106,384	106,029	354	0	—
国有林野事業債務管理特別会計	348,902	346,439	2,463	—	—
自動車安全特別会計	42,096	38,992	3,103	—	—
東日本大震災復興特別会計	67,837	63,440	4,265	132	—
合 計	79,522,823	70,897,329	8,514,719	29,202	81,572

(3) 資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
国 債 整 理 基 金	52,533,851	186,087,353	183,081,643	55,539,561
合 計	52,533,851	186,087,353	183,081,643	55,539,561

(注) 本年度増加額には、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含む。